

# 若手芸術家活動支援事業 募集要項

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、石川県の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、県内文化団体に所属する若手芸術家が実施する文化活動への助成を行います。この度、令和8年度の助成対象事業について募集いたしますので、助成を希望される方は、本募集要項に基づきご応募ください。

## ＜若手芸術家活動支援事業の概要＞

### 1. 助成対象者

県内で活動する概ね40歳未満の若手芸術家で、所属する県内文化団体から推薦を受けた者（個人又はグループ）

※1対象者につき、1事業が対象

※文化団体からの推薦基準は、文化団体内において今後の団体活動を担っていく人材として育成すべき者であり、専門教育の履修歴等を有すること

### 2. 助成対象事業

助成対象者が主催し、自らの創作活動を一般県民に公開・発表する事業

※令和8年4月1日～令和9年3月31日迄に県内で実施完了するもの

（事業例）

- ・美術作品を展示・公開する個展開催事業
- ・音楽演奏のコンサート開催事業
- ・若手演劇グループによる舞台公演開催事業

### 3. 助成対象経費

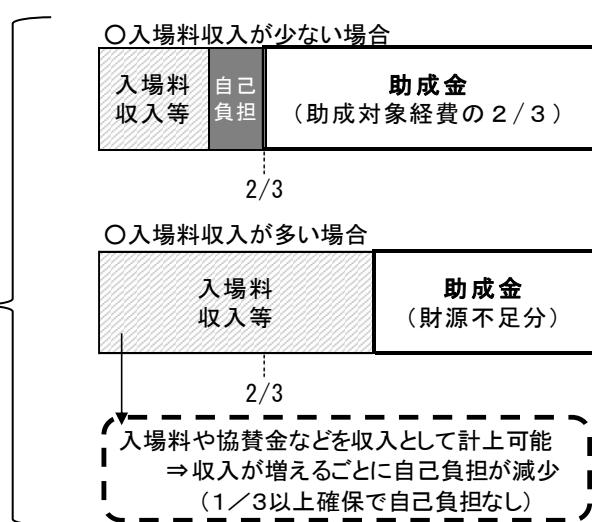
会場使用料、会場設営費、  
作品運搬費、宣伝費・印刷費 等

### 4. 助成率

3分の2（最大）

### 5. 助成金額

20万円（最大）



## ① 応募期間

令和7年11月7日（金）～令和8年1月7日（水）（必着）

※原則、電子データによる提出（郵送も可）、提出後に電話でご連絡ください  
(076-225-1371)

## ② 助成対象事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## ③ 助成対象者

次の要件を全て満たす個人又はグループを対象とします。

- （1）石川県内の文化団体に所属する概ね40歳未満の若手芸術家（個人又はグループ）であること
- （2）所属する文化団体からの推薦があること
- （3）石川県内に住所または活動の本拠を置いていること
- （4）営利を目的とする個人又はグループでないこと

※個人が複数集まって行う事業は、グループとして申請してください。

※グループで申請する場合、構成員全員がすべての要件を満たす必要があります。

※1対象者につき1事業の応募を限度とします（複数事業の応募はできません）。

また、異なるグループであっても、構成員が重複する場合、応募はできません。

所属する文化団体は、次の要件をすべて満たす団体とします。

- （1）石川県内に住所または活動の本拠を置いていること
- （2）一定の規約等を持ち、代表者が明らかであること
- （3）会計経理が明確であること
- （4）令和8年4月1日現在で、満3年以上の活動実績があること
- （5）次のいずれにも該当しない団体であること
  - ①地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
  - ②文化施設の経営を目的とする団体
  - ③文化活動以外の主たる活動を行う団体
  - ④専ら営利を目的とする団体（株式会社等の営利法人）
  - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者がいる団体

文化団体からの推薦基準は次のとおりとします。

- （1）文化団体内において、今後、団体の活動を担っていく人材として育成すべき者（非役員に限る）であること
  - （2）文化に関する専門教育の履修歴等を有し、その専門分野で一定の活動歴があること
- ※令和8年4月1日現在において、下記のいずれかを満たすこと（見込みを含む）
- ①芸術系学校等の専門課程を修了していること
  - ②各文化団体や各種養成所等で高い水準の指導者から高度な指導を受けていること

## ④ 助成対象事業

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1) 助成事業者が主催し、自らの創作活動を発表する文化活動事業
- (2) 石川県内で一般県民に公開する事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の会員のみに限られるもの
- (4) 学校のクラブ活動その他学校教育に関するもの
- (5) 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とするもの
- (6) 他者（助成事業者でない者）の作品を募集・鑑賞させるもの
- (7) 当該事業の実施に必要な経費のうち、基金の助成金を除く額（自己負担額）を調達できる見込みがないもの
- (8) 当該事業について、石川県補助金又はこれに準じた助成金等（石川県が出資した団体からの助成金等）を受けているもの

## ⑤ 助成対象経費

| 項目        | 細目  | 内容   |
|-----------|-----|--|
| 音楽・文芸費    | 音楽費 | 作曲・編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、著作権使用料 等            |
|           | 文芸費 | 演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装デザイン料、各種助手料、脚本料、訳詞料、著作権使用料 等  |
| 舞台・会場・設営費 | 舞台費 | 大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、音響費、機材借料 等             |
|           | 会場費 | 会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費 等                                |
|           | 運搬費 | 作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費                                      |
| 宣伝費等      | 宣伝費 | 入場券販売手数料、広告宣伝費、通信費、看板費 等                               |
|           | 印刷費 | チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等 |
|           | 記録費 | 録画費、録音費、写真費 等  |
| その他       | 保険料 | 催事保険料 等  |
|           | その他 | その他  |

応募する事業に伴う経費であっても、次に掲げる経費は対象外とします。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 収支予算書に記載できる助成対象外経費  | ○ゲスト又はスタッフの出演料・謝金・交通費<br>○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金など）<br>○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料<br>○レセプション・パーティ、打ち上げ、飲食等に係る経費<br>○土産代<br>○商品券等の金券<br>○親族が経営する会社との取引に要する経費<br>○事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出にかかる費用（税理士に外部委託する場合等） |
| 収支予算書に記載できない助成対象外経費 | ○助成対象者やグループ員の人物費<br>○汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費<br>○電話代、インターネット利用料金等の通信費<br>○ホームページ等の保守費用<br>○振込手数料及び両替手数料<br>○行政機関に支払う手数料<br>○収入印紙<br>○領収書の用意ができないなど、支出の証明ができない経費<br>○社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費                                   |

## ⑥ 助成金の額

- 1 助成率 ①助成対象経費の3分の2以内の額  
②事業費（助成対象経費+助成対象外経費）から事業収入※を除いた額  
⇒ ①または②のいずれか小さい額の範囲内かつ助成限度額の範囲内  
(千円未満切り捨て)
- ※ 事業収入：入場料、協賛金、寄附金、広告料収入、県以外からの補助金・助成金など
- 2 助成限度額 20万円
- 3 助成金の交付 実績報告後に交付

## ⑦ 申請方法

- 1 提出書類 (1) 事業計画書 【p8】  
(2) 事業実施計画書 【p9】  
(3) 収支予算書 【p10】  
(4) 応募者概要調書（グループの場合は構成員名簿を添付） 【p11】  
(5) 推薦書 【p12】  
(6) 推薦団体概要調書（団体規約、役員名簿を添付） 【p13】  
(7) その他、これまでの活動内容や実績等が分かる資料  
☆様式（記入例含む）は下記ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.ishikawabunka.jp/support/young.html>



- 2 提出方法 電子メール（郵送も可）

3 提出先 Mail [bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp)

電子メールで送付いただいた場合は、メール送付後、事務局まで電話でご連絡ください（TEL:076-225-1371）

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化振興課内

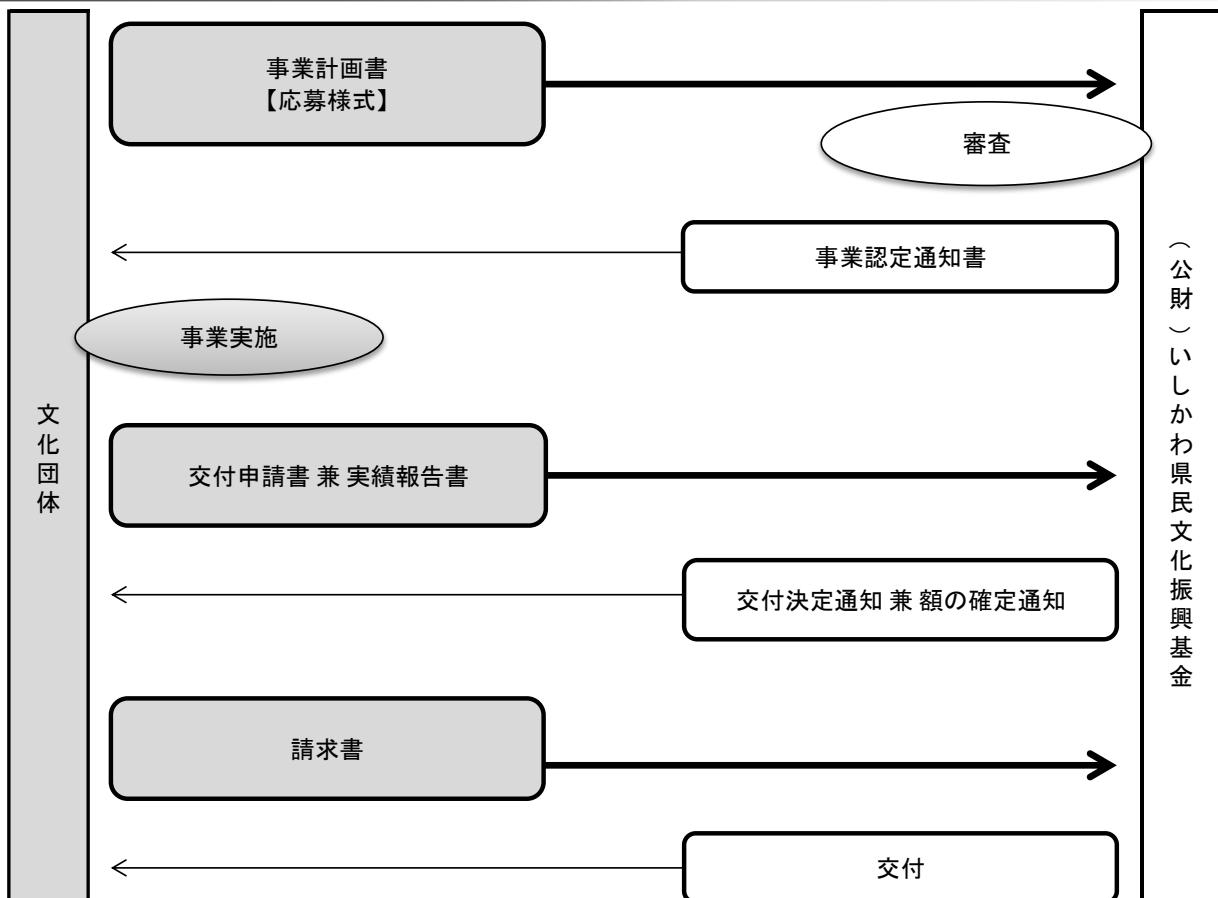
公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

## ⑧ 審査結果

審査結果は、採否にかかわらず3月を目途に書面により通知します。

※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

## ⑨ 申請手続き等の流れ



- 認定を受けた助成事業については、事業実施後に「交付申請書兼実績報告書」を提出していただき、実施状況等について確認させていただいた上で交付決定～交付（支払い）となります。
- 交付申請書兼実績報告書および請求書の様式は、事業認定の通知の際にお知らせします。

## ⑩ 助成を受ける旨の表記等

- 助成が決定した事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に、本基金の助成を受ける事業である旨を必ず明記してください。4月に事業を実施する場合など、印刷スケジュールの都合により表示が難しい場合についても、ホームページや看板等にて表示を行ってください。  
(表示例：「助成：公益財団法人いしかわ県民文化振興基金」、ロゴマーク)

- 助成が決定した助成事業にかかるイベント等は、原則として（公財）いしかわ県民文化振興基金のホームページ「いしかわの文化」にて、イベント情報を掲載しますので、イベント等の詳細が決定次第、必ず所定の手続きによりイベント情報の登録申込を行ってください。（登録申込手続きは右記ホームページ参照 <http://www.ishikawabunka.jp/input/>）

## 11 留意事項

- 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- 提出した書類は、写しをとり保管してください。
- 助成が決定した事業は、ホームページに助成対象者名・事業概要等を掲載します。また、助成決定に係る式典への出席及び事業概要のプレゼン等をお願いする場合や、今後の事業実施に当たり、実施例として紹介させていただく場合がありますので、その際はご協力ください。
- 助成を受けた方に対しては、当基金から事業期間中又は事業実施後にアンケート等をお願いする予定ですので、その際はご協力ください。
- 助成を受けた方は、当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類を会計帳簿とともに、事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。必要に応じて、（公財）いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の状況・実績等を調査する場合があります。
- その他、この募集要項に定めのない事項は「若手芸術家活動支援事業助成金交付要綱」に従います。

## 12 Q & A

Q 1 発表にあたり、助成対象者でない人に出演・出品してもらうことは可能ですか？

A 助成対象者の創作活動を発表する事業への支援となりますので、助成対象者でない人に出演・出品してもらう事業は助成対象となりません。ただし、事業の実施にあたり必要不可欠と認められる場合（歌唱事業における伴奏等）は認めありますが、この場合、助成対象者でない人に係る出演料や交通費等は対象外経費（収支予算に記載できる対象外経費）となります。

Q 2 個展開催にあたり、作品を販売することはできますか？

A 営利を目的とした事業は対象外となりますので、作品の販売はできません。

Q 3 グループで応募する場合、構成員一人一人に文化団体からの推薦が必要ですか？

A 原則、グループに対する推薦で結構です。ただし、グループ員が複数の団体に跨る場合は、各所属団体からの推薦が必要です。

Q 4 事業の実施にあたり、応募時と内容が変わってしまった場合はどうなりますか？

A 軽微な変更であれば問題ありませんが、大幅な変更がある場合には助成金を交付できない場合がありますので、変更にあたっては事前にご相談ください。

Q 5 毎年助成を受けることが出来ますか？

A できません。助成は1対象者につき1回限りとなります。なお、グループ内に過去に助成を受けた方がいる場合も助成を受けることはできません。

## 公益財団法人いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県文化観光スポーツ部文化振興課内

TEL 076-225-1371 FAX 076-225-1496

E-mail [bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp)

<http://www.ishikawabunka.jp/>